

独立行政法人日本芸術文化振興会情報システムの統括運用管理支援業務に係る実施要項の変更及び契約の変更（案）

令和 2 年 6 月
独立行政法人日本芸術文化振興会

1 独立行政法人日本芸術文化振興会情報システムの統括運用管理支援業務について

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）では、業務を効率的に遂行するために、ネットワーク基盤、管理業務システム等の業務システム、パソコン・複合機等のクライアント機器等からなる振興会情報システム（以下「情報システム」という。）を構築・運用している。情報システムの範囲は非常に多岐にわたり、これらを安定的に運用するため、全体の運用、保守、管理等について、統括運用管理支援業務として専門の業者に委託している。

この統括運用管理支援業務については、公共サービス改革基本方針に基づき民間競争入札を実施することとされ、現行の業務委託契約は平成 30 年度に行った調達に基づいたものである。

現行契約：平成 30 年 7 月 2 日～令和 3 年 3 月 31 日（33 ヶ月間）

2 契約期間変更の必要性

振興会における情報システムの統括運用管理支援業務の委託期間の終期は、別途調達したネットワークシステム及び情報システム機器の賃貸借・保守期間の終期に合わせており、令和 3 年 3 月 31 日となっている。

現行ネットワークシステムは、平成 30 年 3 月から 37 ヶ月の賃貸借契約により導入したものであるが、昨今の就労環境の変化に伴う要請から、本格的なテレワーク環境の導入を含む新たな基盤整備の必要が生じており、幅広い見地から将来を見据えた検討を行いつつ、効果的な整備を実現するため、現行ネットワークシステムの利用を 12 ヶ月延長する予定である。統括運用管理支援業務は、このネットワークシステムの仕組み及び運用と極めて密接に関わることから、その契約期間についても賃貸借の契約期間と合わせる事が合理的なため、現行の契約期間を変更（12 ヶ月延長）することとしたい。

3 主な契約変更の概要

【委託期間の終期】

令和 3 年 3 月 31 日を令和 4 年 3 月 31 日に変更

（変更前）委託期間平成 30 年 7 月 2 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

（変更後）委託期間平成 30 年 7 月 2 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

【契約変更の時期】

官民競争入札等監理委員会での了承後速やかに

以 上

独立行政法人日本芸術文化振興会情報システムの総括運用管理支援業務民間競争入札実施要項

(下線部分は今回改正部分)

改正案	現行
<p>1～2 (略)</p> <p>3 実施期間に関する事項 業務請負契約の実施期間は、平成 30 年 7 月 2 日から<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>までとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>別紙 1 独立行政法人日本芸術文化振興会情報システム総括運用管理支援業務民間競争入札による調達仕様書</p> <p>1.1～1.5.1 (略)</p> <p>1.5.2 契約期間 平成 30 年 7 月 2 日～<u>令和 4 年 3 月 31 日</u> (<u>45</u> ヲ月間)</p> <p>(以下略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 実施期間に関する事項 業務請負契約の実施期間は、平成 30 年 7 月 2 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>別紙 1 独立行政法人日本芸術文化振興会情報システム総括運用管理支援業務民間競争入札による調達仕様書</p> <p>1.1～1.5.1 (略)</p> <p>1.5.2 契約期間 平成 30 年 7 月 2 日～平成 33 年 3 月 31 日 (33 ヲ月間)</p> <p>(以下略)</p>